

○飯能市障害者支援協議会開催要綱

平成26年3月26日

告示第108号

改正 平成28年3月28日告示第101号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等への支援の体制の整備を図るため、飯能市障害者支援協議会(以下「協議会」という。)を開催することについて、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有するとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 障害者等及びその家族
- (4) その他の関係者

2 構成員は、25人以内とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により定め、副会長は、会長が指名する構成員をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 協議会の構成員又は構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者福祉課において処理する。

(平28告示101・一部改正)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第101号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。